

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和5年度建設業企業情報提供
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 森戸 義貴 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人建設業技術者センター (東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア)
契約金額	金2,970,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表
契約した理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考 a	

随意契約理由書

契約業者名：一般財団法人 建設業技術者センター

業務の名称：令和5年度建設業企業情報提供

随意契約理由：

本件は、建設業法に定める建設業許可、経営事項審査の有効期限の確認等に必要な企業情報（建設業許可情報、経営事項審査情報等）を中国地方整備局保有のサーバに提供する業務である。

一般財団法人 建設業技術者センターは、「資格者証の交付等を通じて工事現場における技術者の適正配置、技術力の向上等を図り、もって建設工事の適正な施工を図るとともに、建設業の健全な発展の促進を図ること」を目的として設立された公益法人であり、建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の37により監理技術者資格者証の交付等の事業について行うことができる旨指定された唯一の機関である。

また、中央建設業審議会の建議を受けて、平成8年度からは、建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同利用できる「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理しているとともに、一貫して情報提供を行っている。

本件の実施に必要となる各種情報を集積し、適切に管理・提供できる情報提供システムを保有・運用できる機関は、一般財団法人 建設業技術者センターのほかにはなく、本業務を遂行できる唯一の機関である。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号を適用し、上記業者と随意契約を行うものである。